

## 手数料など諸費用について

- お客様は、弊社に対して申し込んだ出資金額（金 50,000 円×申込口数）を弊社の投資家用口座に入金します。最低の出資金額は金 50,000 円（最低 1 口以上）となります。なお、本ファンド（お客様と弊社間で締結される匿名組合契約及びこれと同様の匿名組合契約に基づく出資対象事業であって、本書面で特定するものを意味します。以下同じです。）全体における出資の募集額の総額（以下「出資募集額」といいます。）は、金 200,000,000 円（4,000 口）となります。
- 弊社は、貸付事業の遂行にあたり、各月分配日（各月 15 日（同日が営業日（法令により日本において銀行の休日とされる日以外の日をいいます。以下同じです。）でない場合にはその翌営業日）を意味します。以下同じです。）に以下の管理手数料を受領いたします。

### 〔遅延損害金が発生しない場合〕

本貸付契約(※)に基づく利息支払日（以下「利息支払日」といいます。）又は元金の返済日である 2022 年 6 月 30 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日とし、以下「満期日」といいます。）の前日の貸付金の元本残高に 1.0%を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額。但し、期限前返済が行われた場合には、「利息支払日」を「期限前返済が行われた日」と、「（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）」を「（前回利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は期限前返済が行われた日まで）」とそれぞれ読み替えるものとします。

### 〔遅延損害金及び利息が発生する場合〕

利息支払日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に 1.0%を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額+遅延損害金×（1.0%÷貸付金利）。但し、期限前返済が行われた場合には、「利息支払日」を「期限前返済が行われた日」と、「（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）」を「（前回利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は期限前返済が行われた日まで）」とそれぞれ読み替えるものとします。

〔遅延損害金のみが発生する場合〕

約定返済日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に 20.0%を乗じたうえで、経過日数（返済期日の翌日から支払日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額×（1.0%÷貸付金利）

〔遅延損害金及び利息共に発生しない場合（元金返済のみの和解等）〕

利息支払日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に 1.0%を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額

- 弊社は、別紙「貸付要項」の各事項を前提として借手との間で SBISL カンボジア・モビリティローン（別紙「貸付要項」に従い行われる貸付けの総称をいいます。以下「モビリティローン」といいます。）に係る極度方式基本契約を締結し、契約締結手数料及び融資実行手数料の支払を受けることがあります。
- お客様には、匿名組合へ出資を行うときに必要となる事務等手数料をご負担頂きます。当該手数料の額は、各金融機関が定める額になります。なお、お客様が出資金の償還及び利益の分配（以下当該利益の分配として支払われる金銭を「分配金」といいます。）を受ける場合には、その時期は弊社が別途定める時期とし、償還及び分配に関して利息は付さないものとします。
- お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業（弊社が、本ファンドに係る出資金をもとに、自ら探索・募集する借入希望者との間で金銭消費貸借契約を締結し、同契約に基づく貸付債権から生じる利息収入・遅延損害金収入、貸付債権の売却による収入、その他貸付債権から生じる収益確保を目的とした事業を意味し、以下「本営業」といいます。なお、本営業は、弊社が、本ファンドに係る匿名組合契約以外の匿名組合契約に基づいて行う営業とは区別されます。）において、弊社が貸付債権の回収を第三者に委託する場合の委託手数料、営業を遂行するために必要な業務を委託する場合の委託手数料、税理士、弁護士又は司法書士等の費用、貸付債権を第三者に譲渡する場合の譲渡費用、その他営業を遂行するために必要となる費用を匿名組合財産から支出いたします。これらの手数料及び費用は、契約条件によって定められるため、事前に上限額等を記載することができません。

※ 本貸付契約とは、本営業に関して、弊社が借手と個々に締結する金銭消費貸借契約を意味します。

## 匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

- 匿名組合出資は、元本が保証されているものではありません。
- お客様は、弊社が行う貸付事業に対して出資を行うこととなり、当該貸付事業において貸付けを行った借手からの貸付金の元金返済及び利息等の支払が、お客様への出資金の償還及び利益の分配に充てられることとなります。したがって、当該借手からの返済が遅延する等、借手の信用状況が悪化すること等から、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。また、お客様は、本ファンドからの貸付けに関し、手段・方法を問わず、借手及び下記ア記載の本件カンボジア事業者（以下借手と併せて「借手等」といいます。）との接触（借手等との接触を試みることを含みます。）を一切行うことができず、かつ、借手等から当該貸付けに関する接触があった場合には、直ちに弊社にその旨を通知するものとします。お客様は、上記に違反した場合には、弊社はお客様との匿名組合契約を直ちに解除し又はお客様に対して損害賠償を請求することができること、及びお客様が貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。以後の改正も含みます。）に違反することとなる場合があることを確認し、了承します。

なお、現在、弊社が予定している貸付けについては、次の各事情が存在し、お客様にはこれらの各事情が存在することをご承諾いただくこととなります。次の各事情の存在から、本貸付契約における債権が優先的に弁済を受けることができないなどにより、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。

ア 弊社は、下記イ記載の事業を営む借手に対し極度額（金 2,000,000,000 円）の範囲内で、本ファンドを含む当社が組成するファンドから、複数回の貸付けを実行し、又は実行することを予定しています（当該借手の概要及び財務情報その他の情報は、弊社のウェブサイトにおける本ファンドの詳細ページをご確認ください。）。

そして、本ファンドからは、上記の借手に対し、本貸付契約に基づく貸付け（予定貸付け合計金額 200,000,000 円。以下本ファンドによる当該貸付けに係る債権その他これに関する一切の債権を「本貸付債権等」といいます。）

を行うことになっており、借手はそのカンボジアにおける連結子会社（以下「本件カンボジア事業者」といいます。）が営む下記イ記載の事業に本ファンドより調達した資金を貸し付ける予定です。当該貸付けの実行は、下記ウに記載する担保権を設定することが条件となります。なお、本ファンドにおける出資募集額が上記予定貸付け合計金額に満たない場合には、当社は、当該出資募集額を借手に貸し付けたうえで、別のファンドを組成し、借手にその不足する金額を追加で貸し付けること（以下当該追加での貸付けを「追加貸付け」といいます。）を予定しております。

イ 借手は「ネットリユース事業」、小型家電リサイクルの「ネットリサイクル事業」及びカンボジアで車両販売、マイクロファイナンス、外国人人材の送り出し等の「カンボジア事業」を複合的に展開しています。そして、借手は本ファンドから借り入れた資金を本件カンボジア事業者に貸し付けることにより、当該資金を本件カンボジア事業者がカンボジアで行う以下の①から④記載の事業（以下「本件車両販売事業」といいます。）に使用することを予定しております。

#### 本件カンボジア事業者の車両販売事業

- ① 本件カンボジア事業者は、借手から借り入れた資金（以下「事業者借入資金」といいます。）を用いて、カンボジアで中古車両（以下「本件中古車両」といいます。）を購入したうえでこれに IoT 端末を設置します。IoT 端末を搭載した本件中古車両は、カンボジアの通信関連事業者である通信網を使用することで位置情報がリアルタイムで特定され、遠隔操作により本件中古車両のエンジンを停止等できる状態になります。
- ② 本件カンボジア事業者は本件中古車両の購入希望者（法人を含みます。）に対し審査部門による独自の審査を行い、審査を完了した当該購入希望者に対し、車両販売代金の 20%相当額以上の頭金の支払及び連帯保証人を設定することを条件に本件中古車両の販売を行います。
- ③ 本件カンボジア事業者は、本件中古車両の購入者から、店頭で又はカンボジアの最大規模の決済事業者である WING (Cambodia) Co., Ltd が提供する決済サービスを利用する方法等により、車両販売に係る代金及び手数料（以下「車両販売代金等」といいます。）の支払いを受けます。
- ④ 本件カンボジア事業者は、上記③の本件中古車両の購入者が車両販売代金等の支払いを 30 日以上怠り、その回収が難しいと判断した場合には、当該購入者の連帯保証人に対して車両販売代金等の残額を請求するとともに、遠隔操作により当該購入者に販売した本件中古車両のエンジンを停止するな

どの方法を用いて本件中古車両を回収し、当該回収した本件中古車両の再販売を行うことにより、その再販売代金を元の販売代金等の残額に充当します。

本件カンボジア事業者は、モビリティローンの実行時点で本件車両販売事業を行っておりますが、本件中古車両を販売するディーラー、IoT 端末メーカー、通信関連事業者、決済事業者その他本件車両販売事業に関わる法人の破綻、上記①に記載する遠隔操作の機能不全、カンボジアにおける経済成長の鈍化及び個人消費の停滞その他の理由（下記エ③記載の事由を含みます。）により、本件車両販売事業の運営が困難となる可能性があります。

- ウ 弊社は、借手への本貸付債権等を被担保債権として、借手が本件カンボジア事業者に対して保有する貸付債権（以下「担保目的物」といいます。）に質権を設定することを予定していますが、この担保目的物に関して、以下の点に留意する必要があります。
- ① 弊社が質権を設定する予定の担保目的物の金額（額面）は当初金 200,000,000 円となっております。もともと、当該質権の設定は、借手に対する貸付金の資金使途を明確にすること、及び弊社が本件カンボジア事業者から直接に本貸付債権等の回収を図る手段を確保することを目的としており、担保目的物の換価による回収は基本的に想定しておらず、その換価価値に着目したものではないため、担保目的物の担保価値の算定はしておりません。
  - ② 担保目的物の売却先が見つからず、担保目的物の売却ができないことにより、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
  - ③ 担保目的物をその額面よりも低い金額でしか売却できないことにより、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
  - ④ 弊社が担保目的物に対して設定する質権をカンボジアで実行するためには、仲裁手続に基づく仲裁判断を得なければならない場合があり、その場合には質権の実行が完了するまでに時間及び費用を要する可能性があります。また、カンボジアでは強制執行手続について運用が確立していないこと等から、法制度や運用の変更、裁判所の判断の動向等により質権の実行が困難となる可能性があります。
  - ⑤ 弊社は、極度額の範囲内で、本ファンド以外のファンドにより、借手に対して複数回にわたる追加の貸付けを実行する予定ですが、当該本ファンド以外のファンドにおいても、その貸付けに係る債権を被担保目的物として貸付債権に質権を設定するため、当該追加の貸付けが行われることで、結果として

本貸付債権等の返済が遅延し、本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。

エ 本ファンドの本貸付債権等の回収について、以下の点に留意する必要があります。

- ① 本件カンボジア事業者は、本件車両販売事業から得た事業収益を基に借手に対して事業者借入資金の返済をするものであり、借手はその返済金及び他の金融機関からの借入資金等から本貸付債権等の返済をすることを予定しています。そのため、本件カンボジア事業者の事業収益の減少、財務状況の悪化、本件車両販売事業を行うために必要な許認可等の喪失により、借手に対する返済が遅延し又は返済がなされない結果、本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- ② 本営業において、弊社はお客様から円建てで出資金の出資を受け、借手に対して円建てで貸付けを行い、借手は本件カンボジア事業者に米ドル建てで貸付けを行います。なお、本件車両販売事業の運営は米ドルを用いて行われ、本件カンボジア事業者による借手への事業者借入資金の返済は米ドル建てで行われることを予定しており、借手による弊社に対する本貸付債権等の返済は円建てで行われます。そのため、日本円、米ドル相互間の為替相場の変動によっては、借手が本件カンボジア事業者から事業者借入資金を回収する原資が不足することで、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。
- ③ 弊社は借手に対し日本国内で貸付けを行いますが、借手の貸付先である本件カンボジア事業者は、カンボジアにて事業を行っています。そのため、カンボジア国内における、(i)政治的又は経済的要因による影響、(ii)外交情勢の変化、(iii)条約、法制度若しくは税制等の適用又は当局の方針、見解等及び(iv)自然災害又は戦争、クーデター、テロその他の人的災害の発生等により、本件車両販売事業の適法性若しくは有効性に疑義が生じ、又は本件カンボジア事業者が本件車両販売事業を正常に運営できなくなる場合には、結果として本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。

オ 弊社はモビリティローンにおいて、その裁量により、別紙「貸付要項」3(2)に定める貸付金元金の全部又は一部の期限前弁済を承諾することがあります。

カ 弊社は、モビリティローンにおいて、別紙「貸付要項」4 に定める方法により担保目的物に対する担保権を実行することができます。もともと、弊社は、担保権の実行を義務付けられるものではなく、費用の多寡及び回収までの期間の長短にかかわらず、法定の手続によることも含めて、モビリティローンの回収方法は、弊社の裁量に委ねられております。

キ 弊社は、モビリティローンにおいて、別紙「貸付要項」5 の期限の利益の喪失事由を定めておりますが、借手の信用力、担保の評価額その他の事由を総合的に判断して、その裁量により、モビリティローンの返済を猶予することがあります。

- 弊社は、お客様から、出資金を出資していただくこととなりますので、弊社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を償還できない可能性があり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。
- 本営業において、弊社は貸付債権の回収などを第三者に委託する場合があります、当該委託先の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を償還することができないこともあり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。
- 匿名組合出資持分については、出資元本額等が基本的に一定であり、また、持分の譲渡等が制限されていることから、出資後に物価や金利等の上昇が生じたとしても、当該上昇による利益を享受できない可能性があります。

「貸付要項」

本ファンドにおける営業者の貸付けの要項は、下記のとおりであり、また、下記の要項に定められた事項以外については、営業者の裁量に委ねられ、営業者は任意に定める基準により審査を行い、任意に定める内容にて本貸付契約を締結するなどの対応をするものである。

記

1. 担保権

営業者は、極度方式基本契約（以下「基本契約」という。）に基づき個別の金銭消費貸借契約（以下「個別貸付契約」という。）を締結し、当該各個別貸付契約に基づく貸付（以下「個別貸付」という。）を実行する。各個別貸付契約に基づく本貸付債権等に係る債務は、担保目的物に設定された質権により担保される。

2. 貸付限度額（営業者が同一の借手に対して貸付けを実行することができる限度額）

営業者は、借手毎に、極度額（金 2,000,000,000 円）の範囲内で、営業者の裁量により貸付限度額を変更することができる。

3. 元金、利息及び遅延損害金等

(1) 元金の返済

借手は、個別貸付契約に基づく貸付金元金を、営業者に対して、各個別貸付契約で定める元金返済期日に一括して支払うものとする。

(2) 期限前返済

① 任意期限前返済

借手は、期限前返済を希望する日の 14 銀行営業日前までに営業者に対して書面により申し出て、営業者が承諾した場合には、基本契約の規定に従い、返済期日前でも貸付金元金の全部又は一部を返済することができるものとする。この場合、営業者に対する期限前返済手数料の支払はこれを要しないものとする。なお、借手が貸付金元金の全部又は一部を返済する場合には、当該期限前返済を行う日までに第 3 号に基づいて発生する利息を一括して支払うものとし、返済日の翌日以降は残元金に基づく利息が計算されることとする。また、貸付金元金



の一部の期限前返済については、100,000円以上100,000円単位で返済することを要する。

## ②強制期限前返済

借手は、各個別貸付契約に係る元金返済日前に、本件カンボジア事業者から、当該個別貸付に係る借入金を利用して行った本件カンボジア事業者に対する個別の貸付けに係る貸付金の返済を受けた場合には、返済を受けた日から2営業日以内の日（以下本号において「強制期限前返済日」という。）に、その返済を受けた借入金の円建て相当額及び強制期限前返済日までの利息を一括して当該個別の貸付けの返済として営業者に支払うものとする。借手が本件カンボジア事業者から返済を受けた貸付金を円に両替えることに伴い生じる手数料等の費用及び為替差損は、借手の負担とする。なお、期限前返済手数料は、かからないものとする。

## (3)利率、利息計算並びに利息及び元金の返済方法

- ① 個別貸付の利率は、個別貸付契約締結日において営業者が定めるところによるものとする。但し、営業者は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、法令等に反しない範囲において営業者が合理的に決定する利率に変更できるものとし、変更する場合は、その旨を借手に通知する。
- ② 個別貸付の利息は、貸付残高に貸付利率を乗じて得られた金額を、365（うるう年の場合は366）で除し、これに利用日数（個別貸付の直前の利息支払日（以下「利息支払日」という。）（但し、初回は個別貸付の実行日）の翌日から利息支払日まで）を乗じる方法によって、計算する。
- ③ 個別貸付の利息は、個別貸付契約に定める各利息支払日に、所定の金額を営業者が指定する銀行口座へ銀行振込による方法で支払うものとする。なお、振込手数料は、借手の負担とする。
- ④ 借手は、元金返済期日に、営業者が指定する銀行口座への銀行振込による方法又は営業者が特に認めた方法により、元金を返済するものとする。なお、振込手数料は、借手の負担とする。
- ⑤ 融資実行手数料  
借手は、営業者と合意した場合に限り、融資実行手数料として貸付額の1.0%相当額（税抜）を上限として支払う。

#### (4) 遅延損害金

借手が個別貸付契約に定める約定返済日において返済を遅延した場合、期限の利益を喪失した場合その他基本契約及び個別貸付契約に基づく債務の返済を遅延した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率 20.0%（年 365 日（うるう年の場合は年 366 日）の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払うものとする。

#### 4. 担保権の実行方法

営業者は、借手が関連する本貸付債権等について期限の利益を喪失したとき又は本貸付債権等の全部若しくは一部が完済されずにその返済期日を経過したときは、必要に応じて仲裁手続に基づく仲裁判断を得た上で、次の各号又は民法及び民事執行法その他の法令（カンボジアにおいて適用される法令を含む。）の規定に従って、担保権を実行することができる。

- (1) 営業者は、担保目的物を法定の手続によらず営業者が相当と認める条件に従い任意に処分することができるものとする。この場合、営業者は、当該処分取得金から担保権実行に係る公租公課及び諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本貸付債権等及び諸費用の弁済に充当することができる。当該残額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、営業者は、当該超過する金額を借手（担保権設定者が借手以外の者である場合には当該担保権設定者。以下次号及び第 3 号において同じ。）の指定する口座に入金し、清算するものとする。
- (2) 前号による場合のほか、営業者は、営業者が相当と認める条件により、関連する本貸付債権等の全部又は一部の弁済として担保目的物（契約上の地位を含む。）を取得することができるものとする。この場合、担保目的物を取得した営業者は、営業者が相当と認める担保目的物の評価額に相当する金額により担保目的物を取得し、当該評価額から担保権実行に係る公租公課及び諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず、本貸付債権等及び諸費用の弁済に充当することができる。当該残額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、営業者は、当該超過する金額を借手の指定する口座に入金し、清算するものとする。
- (3) 営業者は、適用法令において許容される範囲で、本件カンボジア事業者に対し、担保目的物に係る債権を直接取り立てることができるものとする。この場合、営業者は、当該取り立てにより取得する金額から担保権実行に係る公租公課及び諸費用を差し引いた残額を、法定の順序にかか

わらず、本貸付債権等及び諸費用の弁済に充当することができる。当該残額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、営業者は、当該超過する金額を借手の指定する口座に入金し、清算するものとする。

5. 期限の利益の喪失事由（現時点で、営業者が予定しているものであり、今後、追加・削除その他の変更がなされる可能性がある。）

(1) 借手又は本件カンボジア事業者について以下の①乃至⑨に定める事由（本件カンボジア事業者については、カンボジア法その他適用のある法令上、以下の事由に相当する事由を含む。）が一つでも生じた場合には、借手は、営業者から通知、催告等がなくても営業者に対する基本契約及び個別貸付契約に基づく一切の債務について、当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに弁済しなければならない。

- ① 強制執行、差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
- ② 支払の停止若しくは支払不能となったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てがあったとき。
- ③ 特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法律上定められた手続であるか否かを問わない。）が開始されたとき。
- ④ 解散（合併による場合を除く。）を決定したとき。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ⑥ 営業を停止、休止若しくは廃止したとき又は許認可等を喪失し、若しくは喪失するおそれがあるとき。
- ⑦ 所在が不明となったとき。
- ⑧ 基本契約の定めにより、基本契約又は個別貸付契約が解除又は解約されたとき。
- ⑨ 法令等に違反したとき（借手の事業又は信用状態に影響を及ぼさない軽微な違反を除く。）。

(2) 借手（④については本件カンボジア事業者）について以下の①乃至⑩に定める事由が一つでも生じた場合には、借手は、営業者からの通知により、営業者に対する基本契約及び個別貸付契約に基づく一切の債務について、期限の利益を失い、債務の全額を直ちに弁済しなければならない。

- ① 基本契約又は個別貸付契約に基づく債務の返済を1回又は一部でも怠ったとき。
- ② ①のほか、基本契約、個別貸付契約又は本件担保権設定契約（基本契約又は個別貸付契約に基づく債務を担保するために設定する担

保権に係る契約をいう。以下同じ。)に違反し、その是正を求める催告を受領後、合理的期間内に当該違反を是正しなかったとき(借手が本契約、個別貸付契約又は本件担保権設定契約に基づき表明及び保証した事項が真実に反した場合、並びに借手が本契約、個別貸付契約又は本件担保権設定契約に基づき営業者に提出した書類若しくは資料又は報告した内容が不正確又は虚偽であった場合を含むが、これらに限られないものとする。)

- ③ ①及び②のほか、営業者に対する他の債務の履行を怠り、その履行を求める催告を受領後合理的期間内に履行をしなかったとき。
- ④ 本件カンボジア事業者が借手に対する事業者借入資金の返済を1回又は一部でも怠ったとき。
- ⑤ 借手が発行する株式について、上場を廃止することが決定され又はその上場する金融商品取引所により監理銘柄に指定されたとき。
- ⑥ 借手が提出した有価証券報告書の虚偽記載その他の理由により、行政機関又は金融商品取引所から課徴金納付命令等の措置又は処分を受けたとき。
- ⑦ 営業者に対する申告内容に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ⑧ 信用状態が悪化し、営業者が債権保全のために必要と合理的に判断したとき。
- ⑨ 借手が行う事業について、理由の如何にかかわらず、その継続が困難となり又は重大な影響を及ぼすべき事由が生じたと営業者が合理的に認めたとき。
- ⑩ 本件担保権設定契約が失効し、又は本件担保権設定契約により設定される担保権が効力を失い、若しくは第三者対抗要件が取得できないなど当該担保権に瑕疵が生じたとき。

以上